

＜第8期（令和3年度～令和5年度）所得段階別保険料＞

※介護保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

所得段階	対 象 者		基準額に 対する割合	年間保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯非課税 世帯全員が町民税非課税で前年の合計所得金額＋課税 年金収入額が80万円以下で、上記に該当しない方		基準額 ×0.3	20,160円
第2段階	本人が 町民税 非課税者	世帯全員が町民税非課税 前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80万円を超え、120万円以下の方	基準額 ×0.5	33,600円
第3段階		世帯全員が町民税非課税で 前年の合計所得金額＋課税年金収入額 が120万円を超える方	基準額 ×0.7	47,040円
第4段階		町民税世帯課税で、前年の合計所得金額 ＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.9	60,480円
第5段階		町民税世帯課税で、前年の合計所得金額 ＋課税年金収入額が80万円を超える方	基準額 (5,600円)	67,200円
第6段階		前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.3	87,360円
第7段階	本人が 町民税 課税者	前年の合計所得金額が120万円以上、 210万円未満の方	基準額 ×1.4	94,080円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上、 320万円未満の方	基準額 ×1.5	100,800円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上、 400万円未満の方	基準額 ×1.7	114,240円
第10段階		前年の合計所得金額が400万円以上、 500万円未満の方	基準額 ×1.9	127,680円
第11段階		前年の合計所得金額が500万円以上の方	基準額 ×2.1	141,120円

※第1段階から第3段階の介護保険料については、公費投入による負担軽減後の額を表示しています。

お問い合わせ 大洗町役場 福祉課 介護保険係

TEL 029-267-5111（代表）

